

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 ひょうご障害福祉事業協会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を定めます。

1. 計画期間 2019年4月1日から2022年3月31日(3年間)

2. 内容

目標1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの制度の周知を行う。

<対策>

- ・制度を施設長、管理職および事務員が理解し、職員に周知、情報提供できるよう準備する。
- ・制度に関するパンフレット等の資料を備え置き、職員に正確な情報が提供できるようにする。

目標2 出産や子育てによる退職者について再雇用を推進する。

<対策>

- ・法人にホームページにおいて、OGおよびOBに対して職場復帰、再雇用の呼びかけを行う。
- ・各施設で職員への広報を実施し、結婚、妊娠、出産、育児を理由に退職した職員への声掛けを行う。

目標3 年次有給休暇の取得を推進する(平均年間10日/人を目標)

<対策>

- ・年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ・各施設での取得差などを検証し、取得促進方法を検討する。
- ・施設長会議において、各施設の計画的な取得にむけた取組状況を確認する。